


様式 1

# 研 修 ( 研 究 ) 報 告 書

令和 4 年 4 月 6 日

玉名市議会  
議 長 近松 恵美子 様

氏 名 江田 計司 

下記のとおり、参加（開催）しましたので報告します。

|        |   |      |       |
|--------|---|------|-------|
| 参加議員   | 江田 計司   |      |       |
| 日 時    | 令和 4 年 3 月 2 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 3 0 分                |      |       |
| 場 所    | 東京都千代田区有楽町 1-12-1   | 参加者数 | 2 0 人 |
| 研修研究事項 | 公共施設も活用すれば稼ぐ施設に   |      |       |
| 概要及び所見 | 指定管理者制度を「削減」から「収益」に変える<br>東洋大学客員教授 南 学 氏<br><br>概要及び所見については別紙 |      |       |

「成長型」→「成熟型」の変化を直視する。

現在は人口増加の時代から減少へ経済成長の鈍化となっている。

経済成長率 1970年 10.7%、2019年 0.8%、2020年 -4.8%となっている。

その為には、公民連携(PPP)こそが時代の潮流となり、「拡充」から「縮充」、縦割りから複合、そして民間資金やノウハウの活用、所有から利用が必要である。

構造改革ではなく一律削減。行政改革から制度改革で、「行政サービス」から

「公民連携」となる。しかし、行政改革は単なる削減ではなかったのでは。平成15年に地方自治法改正で「指定管理者制度」の導入がされたが、指定管理者制度と業務委託は別物である。直営(設置・管理・運営)の場合は自治体の責任であるが、指定管理者制度の場合は設置責任と管理運営は自治体であるが、管理運営は指定管理者と責任分担がリスク分担にある。

業務委託は仕様書に基づく履行管理と確況の中だが、指定管理者制度では提案をもとに協定書を結び、リスク分担と公民連携である。

この様な事から玉名に於いても、公共施設を稼ぐ施設にある為には、まず指定管理者制度を見直す必要があると思われる。その為に安かろう、悪かろうでは駄目である。

設備投資に於いても、削減ばかりではなく委託される側の意見もよく聞き、役所的感覚でなく専門事業者の意見も聞く必要があると思う。

今後も費用対効果についても十分検討していく必要がある。今回の講習を受け、これからの公共施設の在り方について十分勉強になり、玉名の為に活かしたい。